

議事要旨①

（1）全体について

- 専門家の先生方はその領域のことを詳細に承知されているので、ややもすると必要な事項が多くなり、到達目標が増える可能性があるが、コアカリキュラムについては、ミニマムエッセンシャルとすることを基本合意しておく必要がある。
- 今回作成するコアカリキュラムと、教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日 教員養成部会決定）との重複は避けつつ関連を持たせる必要がある。各大学において実施されている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」（1単位以上修得）の指導内容を踏まえ、教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日 教員養成部会決定）に続く内容を、今回のコアカリキュラムに盛り込む立付が望ましい。

（2）コアカリキュラムの内容について

（自立活動の位置づけについて）

- 自立活動に関しては、大学によって取り上げ方が異なっているという実態があるので、自立活動を第一欄の中で明示することは、非常に意味がある。

（発達障害の位置づけについて）

- 特別支援学級や通級による指導の教員の専門性の担保として、発達障害もきちんと位置付けていただきたい。

（知的障害特別支援学校の各教科等の位置づけについて）

- 知的障害領域については、特別支援学校の学習指導要領の各教科等の取扱いも重要だが、教科や領域を合わせた指導も各教科等の指導と非常に関連性が強いので、各教科別の指導だけでなく、合わせた指導の取扱いも検討いただきたい。
- 今回の学習指導要領改訂の大きなテーマである教科の連続性について、知的障害領域できちんと取り扱っていただきたい。
- 大学においては、しっかりと学習指導要領を押さえた上で、学習指導要領に基づき各教科に踏み込んだ指導を行う必要がある。知的障害特別支援学校の各教科等の位置づけについて、どこまでコアカリキュラムに記載するか、WGで検討をお願いしたい。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（第2回）

議事要旨②

（重複障害者等に関する教育課程の位置づけについて）

- 知的障害特別支援学校では、知的障害と自閉症を併せ有する児童生徒及び知的障害と肢体不自由を併せ有する児童生徒が多いので、重複障害の扱いについての第二欄と第三欄の整理については、ワーキンググループでも慎重に検討していただきたい。
- 特別支援学校のセンター的機能との関りを考えた場合、発達障害領域に関する内容は第三欄に位置付けるしかないのではないかと。その場合、第三欄で扱う発達障害は小・中・高等学校等に在籍する発達障害のある児童生徒が中心になると思うが、知的障害の特別支援学校に多く在籍する発達障害（A S D）を合わせ有する児童生徒とは異なるので、第二欄、第三欄のどちらで何を扱うのか整理する必要がある。
- 重複障害について第二欄でも扱うべきとのご意見については、第二欄については法令上あくまでも免許状に定められることとなる当該領域に関する科目の内容を扱うこととなっていることから、教育課程コアカリキュラムの性質上、重複障害については第三欄に明記する方向で事務局として整理したところである。ただし、この整理の考え方は、大学で実施される実際の授業を制限するものではない。

（3）その他

- 特別支援学級と通級による指導の専門性の向上のためのコアカリキュラムとしてどういうものが想定されるのか、免許法認定講習における活用も見据えワーキンググループの中で検討していただきたい。
- 特別支援学級や通級による指導担当の教員の専門性の担保として、免許法認定講習を活用して特別支援学校教諭免許状取得を想定していることから、免許法認定講習の構成や充実については、今回作成のコアカリキュラムの考え方が基本的には適用されるべきである。
- 児童生徒の実態把握を踏まえた指導を行うという観点から、個別の指導計画だけでなく、個別の教育支援計画もきちんとコアカリキュラムに位置付けることが重要である。
- インクルーシブ教育を進めていく上で重要となる「交流及び共同学習」についても、どこかで扱っていただきたい。
- 知的障害領域については定型発達について掘り下げて学ぶ必要があるとのご意見については、小・中・高等学校等の教職課程コアカリキュラムの「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の中で、心身の発達の過程及び特徴の理解、発達を踏まえた指導についての基礎的な考え方の理解が一般目標として明記されており、ミニマムエッセンスの観点から本コアカリキュラムには明記しない方向で事務局として整理したところである。ただし、この整理の考え方は、大学で実施される実際の授業を制限するものではない。